世田谷区告示第７８３号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和８年１１月１６日から１５日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１１月１６日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　認定番号

４０－１４

２　変更の区間

世田谷区代沢二丁目１２９番５の内

３　変更の区域

延　長　　７．４２メートル

幅　員　　０．１５メートルから０．１８メートルまで

面　積　　１．２４平方メートル

４　供用開始の期日

令和８年１１月１６日

案　内　図

━━━	特別区道路線の区域編入部分（供用開始）

街区	代沢二丁目１６番

